

障害者虐待防止の 取組について

令和6年5月 甲府市障がい福祉課

A solid green horizontal bar at the bottom of the slide.

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

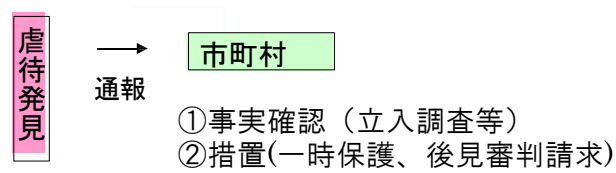
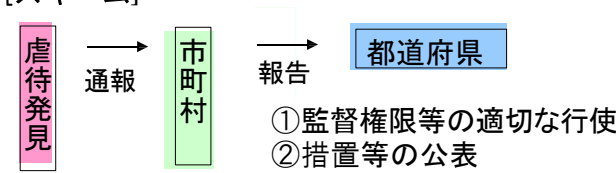
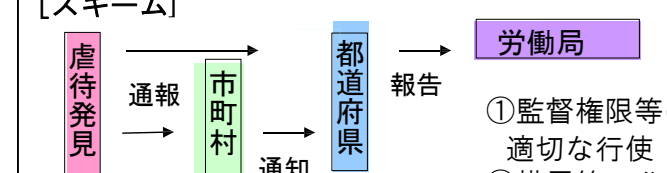
3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①**身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- ②**放棄・放置** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等
- ③**心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④**性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
- ⑤**経済的虐待** 障害者から不当に財産上の利益を得ること

虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム]  <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B --> C[①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）];</pre>	【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム]  <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 報告 --> C[都道府県]; C --> D[①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表];</pre>	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム]  <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 通知 --> C[都道府県]; C -- 報告 --> D[労働局]; D --> E[①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表];</pre>

3 就学する障害児、保育所等に通う障害児及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

A 施設

虐待を受けたと
思われる障がい
者を発見した人



相談

サービス管理
責任者



相談

施設長
管理者



通報義務



通報義務



通報義務



市町村障害者虐待防止センター

障害者虐待の対応状況

甲府市における障害者虐待の対応状況

	件数 ()内通報件数	虐 待 内 訳			
		養護者による	施設従事者による	使用者による	その他
R3年度	1(9)	0	1	0	0
R4年度	4(21)	1	3	0	0
R5年度	2(17)	0	2	0	0

法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

ケース1 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで 介護福祉士の容疑者を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅搜索した。
同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

ケース2 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で15人の職員が死亡した少年を含む入所者23人に虐待していたことが判明した。

法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

ケース3 知的障害者施設で暴行 元職員逮捕

警察は、障害者施設に通っていた知的障害者に「殺す」「ばか」などの暴言を浴びせながら、胸ぐらをつかんで頭部を平手打ちするなどの暴行をした疑いで懲戒解雇された**元施設職員を逮捕**した。「被害者が作業をしようといなかったのでやった」と容疑を認めている。

市は、匿名で通報を受けて施設に立ち入り調査したが、虐待の事実を確認できなかった。その後、テレビで虐待の映像が放映されたため再度立ち入り調査を実施、「もう少し踏み込んだ対応をしていればよかった」と話した。同施設は、虐待に加わった他の職員を停職、**施設長を降格処分**した。

ケース4 入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある**入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ**、外に出られないようにされていたと発表した。

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、**虐待にあたると判断**した。

県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、**施錠された部屋の状況までは確認をしていなかった**と説明した。

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」
⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

★どこでも虐待の芽は生まれる

- × 絶対に虐待はない～絶対にしてはいけない
～虐待起きたら大変～起きるはずがない
⇒虐待を否定する心理の形成
- いつ虐待の芽が生まれるかわからない
～感性、謙虚さ、風通しの良い職場
⇒虐待をエスカレートさせない

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き**、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(1)やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2)やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載 ②本人・家族への十分な説明 ③ 必要な事項の記録

減算の取り扱い 1

虐待防止措置

○ 施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(R6年度障がい福祉サービス等報酬改定より)

(参考) 障害者虐待防止措置

- ①虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

減算の取り扱い2

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。（R6年度障がい福祉サービス等報酬改定より）

- ◆施設・居住系：障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
- ◆訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

身体拘束適正化措置

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従事者に対し、身体拘束等の適正化の研修を定期的を実施すること。

※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化に取組んでいるものとみなす。